

## 漁船漁業再生事業実施要領

20水管第2907号

平成21年4月1日

水産庁長官通知

(最終改正 令和4年3月28日付け3水推第1468号)

### 第1 スクラップ交付金を交付する事業

水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1468号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第3の1の（2）のイの交付金（以下「スクラップ交付金」という。）を交付する事業については、以下に定めるところによるものとする。

#### 1 趣旨

この事業は、漁船隻数の削減等の取組に対して支援を行うことにより、経営のスリム化による漁船漁業の体質強化を促進しようとするものである。

#### 2 事業の内容

##### (1) スクラップ交付金の対象

スクラップ交付金の交付の対象とする漁船隻数の削減等の取組は、以下に該当するものとする。

ア 漁船隻数の削減、船団の縮小又は漁船の小型化であって、漁船の取得と不要漁船のスクラップ処分等とを併せて行うもの（以下「漁船・船団の合理化」という。）であること。

イ 漁船・船団の合理化の際に取得する漁船が、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 新たに新造船を取得するものであること。

(イ) 従前より所有する漁船若しくは新たに取得した中古船に、漁船法（昭和25年法律第178号）第4条により許可を要する改造若しくは船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条第1項第3号の臨時検査を要する改造を施すものであること。

(ウ) (イ)に掲げる改造を新たに施した中古船を取得するものであること。

ウ イの(イ)又は(ウ)に該当する場合には、当該漁船が10年以上の使用に耐えうると認められること。

エ スクラップ処分等として、解体若しくは焼却の方法によるスクラップ処分又は国、地方公共団体若しくは漁業協同組合の行う魚礁設置事業に使用するための沈船処分を行うものであること。

オ スクラップ処分等を行う漁船の合計総トン数が、漁船・船団の合理化による漁船・船団の合計総トン数の減少分（以下「合理化トン数」という。）を下回らないものであること。

##### (2) 事業資金の造成

ア 事業実施者（交付等要綱第3の1の（2）のイに規定する「地域協議会が選定した水産業協同組合等」をいう。以下同じ。）は、スクラップ交付金の交付のために事業資金を造成するものとする。

イ アの事業資金には、第2の3の（2）の規定により交付された事業主体からの事業資金助成金のほか、地方公共団体及び認定改革計画に参加する者の拠出金を充てることができる。

ウ 事業実施者は、事業資金を他の業務に係る資金と区分して経理しなければならない。

(3) スクラップ交付金の交付

ア スクラップ交付金の交付対象者（以下「スクラップ交付金対象者」という。）は、3の（1）のアにより水産庁長官の承認を受けた事業計画に従い、漁船・船団の合理化のために必要な漁船を取得し、かつ、これに伴い不要となる漁船についてスクラップ処分等を行った者とする。

イ 事業実施者は、スクラップ交付金対象者からの申請に基づき、（2）のアに規定する事業資金からスクラップ交付金を交付するものとする。

3 手続等

(1) 事業計画の作成等

ア 事業実施者は、この事業を実施しようとするときは、別記様式第1号により漁船漁業再生事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、事業主体を経由して、水産庁長官に提出してその承認を受けなければならない。

なお、都道府県知事の許可を必要とする漁業（以下「知事許可漁業」という。）に係る計画については、都道府県知事及び事業主体を経由して水産庁長官に提出するものとし、当該都道府県知事は（2）のウの基準を満たしていることを示す書類を添付するものとする。

イ 事業実施者は、アの事業計画を提出する場合、交付等要綱第3の1の（1）のアの（イ）により認定を受けた改革計画（以下「認定改革計画」という。）の写しを併せて提出するものとする。

(2) 事業計画の承認

水産庁長官は、次の要件が満たされていると認める場合には、当該事業計画を承認するものとする。

ア 認定改革計画に沿った内容であること。

イ 1及び2に規定された内容を満たしていること。

ウ 農林水産大臣の許可又は承認を必要とする漁業（以下「大臣許可等漁業」という。）及び知事許可漁業のうち、次の要件を満たしている又は満たす予定のある漁業に係る計画であること。

（ア）許可又は承認をする漁船隻数の最高限度が定められていること。

（イ）まき網漁業等における運搬船及び魚探船（灯船を含む。）（以下「附属船」という。）を削減する計画の場合には、許可船舶毎に附属船の隻数の最高限度が定められていること。

（ウ）漁船の小型化を実施する場合には、許可又は承認を受けた船舶の総トン数を増加しようとするときに許可を要すること。

（エ）附属船の小型化を実施する場合には、附属船の総トン数を増加しようとするときに許可を要すること。

エ 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第4条第1項に基づく改善計画の認定を受けた漁業者に係る計画であること。

オ 事業計画に関して、本事業によるもののほか、国からの交付金等の交付を受けていないものであること。

(3) 事業計画の変更等

ア 事業計画の変更については、（1）及び（2）に準じて処理するものとする。

イ 事業計画の承認後において、スクラップ処分等にされる漁船が事故等により航海に堪えなくなった場合、当該漁船を事業計画から削除することとし、ア

に基づき事業計画の変更を行うものとする。

(4) スクラップ交付金の交付申請

スクラップ交付金対象者は、スクラップ交付金の交付を受けようとするときは、別記様式第2号により作成したスクラップ交付金交付申請書（以下「交付金申請書」という。）を、事業実施者に提出しなければならない。

交付金申請書には、別記様式第3号による漁船スクラップ処分証明書又は別記様式第4号による魚礁使用決定通知書を添付するものとする。

(5) スクラップ交付金の交付の報告

事業実施者は、スクラップ交付金の交付が終了したときは、別記様式第5号により速やかに事業主体へ報告しなければならない。

## 第2 事業資金助成金の交付等

交付等要綱第3の1の(2)ウの事業資金助成金の交付等については、以下に定めるところによるものとする。

1 事業資金助成金の対象

事業資金助成金の対象は、第1の2の(2)のアに規定する事業資金の造成とする。

2 事業資金助成金の水準等

事業資金助成金の額は、次の(1)により算定されるスクラップ処分等を行う漁船の基準残存価格に、(2)に定める漁業種類に応じた係数を乗じた額以内とし、スクラップ処分等を行う漁船ごとに算定するものとする。

(1) スクラップ処分等を行う漁船の基準残存価格は、次の算式により算定される数値とする。

$$W \times A \times B \times C$$

この場合において、

Wは、スクラップ処分等を行う漁船の総トン数

Aは、スクラップ処分等を行う漁船の別表1に定める基準単価

Bは、スクラップ処分等を行う漁船の船齢（当該漁船の船齢が当該業種の全登録漁船の平均船齢又は11年（当該漁船が木船である場合にあっては7年。以下同じ。）より若い場合は、当該平均船齢又は11年のいずれか高い船齢）に応じた別表2に定める時価現有率

ただし、スクラップ処分等を行う漁船の船齢について該当する時価現有率の記載がない場合は、事業実施主体は当該漁船に係る額の算定について、水産庁長官と協議するものとする。

Cは、次の算式により算出される数値とする。ただし、附属船のみのスクラップ処分等を行う場合については、0.9を乗じた値とする。

合理化トン数

スクラップ処分等を行う漁船の総トン数

なお、Cの計算においては、労働環境の改善等のために必要なトン数であり、当該漁業の許可等に関する取扱方針に基づき、漁獲能力の増加に直接つながらないことを条件にトン数補充を要せず大型化が許可されたトン数については、「控除トン数」として当該漁船の総トン数から控除する。

(2) 漁業種類に応じた係数は、大臣許可等漁業にあっては4/9、知事許可漁業にあっては1/3とする。

3 事業資金助成金の交付等

(1) 事業実施者は、事業資金助成金の交付を受けようとするときは、別記様式第6号によ

り作成した事業資金助成金交付申請書（以下「助成金申請書」という。）を、事業主体に提出しなければならない。

- また、助成金申請書には、第1の3の（4）によりスクラップ交付金対象者から提出のあった、交付金申請書及び添付書類の写しを添付するものとする。
- （2）事業主体は、（1）により助成金申請書の提出があった場合において、当該助成金申請書の内容が適当であると認めるときは、事業実施者に対して事業資金助成金の交付を行うものとする。

### 第3 事業実施状況報告

事業主体は、毎事業年度終了後60日以内に、漁船漁業再生事業の実施状況の報告を別記様式第7号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

附 則（平成30年3月30日29水推第1225号）

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月28日3水推第1468号）

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。

漁船漁業再生事業計画書

年 月 日

水産庁長官 殿

事業実施者  
代 表 者 氏 名

漁船漁業再生事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2907号水産庁長官通知）  
第1の3の（1）の規定に基づき、下記のとおり事業計画を作成したので、承認を申請する。

記

1 事業の内容

（1）対象漁業種類

（2）漁船・船団の合理化の概要

漁業者名	許可 番号	現 状			合理化後		
		船 名 (漁船登録番号)	所有者名	総トン数 (控除トン数)	船 名	総トン数 (控除トン数)	備考
合理化トン数 トン		合計総トン数 (うち控除トン数	トン	トン)	合計総トン数 (うち控除トン数	トン	トン)

（注）取得する漁船が中古船である場合には、備考欄にその旨及び改造の概要を記載すること。

（3）スクラップ処分等の概要

船 名 (漁船登録番号)	所有者名	総トン数 (うち 控除トン数)	進水 年月日	合理化 トン数	助成額
					円
					円

## 2 年度別計画

〇〇年度

### (1) 漁船・船団の合理化の概要

漁業者名	許可 番号	現 状			合理化後		
		船 名 (漁船登録番号)	所有者名	総トン数 (控除トン数)	船 名	総トン数 (控除トン数)	備考
合理化トン数 トン		合計総トン数 (うち控除トン数	トン トン)		合計総トン数 (うち控除トン数	トン トン)	

(注) 取得する漁船が中古船である場合には、備考欄にその旨及び改造の概要を記載すること。  
(2) スクラップ処分等の概要

船 名 (漁船登録番号)	所有者名	総トン数 (うち 控除トン数)	進水 年月日	合理化 トン数	スクラップ 交付金の額
					円
					円

## 3 資金造成計画

年 度	事業主体助成金	地方公共団体等拠出金	備 考
年度	円	円	

(注) 備考欄には、地方公共団体等の負担者及び負担金額を記載すること。

別記様式第2号（第1の3の（4）関係）

スクラップ交付金交付申請書

年 月 日

事業実施者  
代表者 氏 名 殿

申請者  
代表者 住所  
氏名又は名称

住所  
氏名又は名称

平成 年度において、漁船・船団の合理化のために必要な漁船を取得し、かつ、これに伴い不要となる漁船について、下記のとおりスクラップ処分等を行ったので、スクラップ交付金 円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 スクラップ処分等を行った漁船

船名（漁船登録番号）	
総トン数（うち控除トン数）	
進 水 年 月 日	
漁業種類及び許可番号	
合 理 化 ト ン 数	

2 スクラップ交付金の額

事業主体の助成金	円
地方公共団体の拠出金	円
そ の 他	円
合 計	円

3 積算根拠

(注) 次の書類については、事業実施者の求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

- 1 農林水産大臣又は都道府県知事に提出した廃業届の写し
- 2 取得した漁船の船舶原簿及び漁船原簿の写し
- 3 取得した漁船に係る漁業許可証の写し
- 4 別記様式第3号による漁船のスクラップ処分証明書又は別記様式第4号による魚礁使用決定通知書の写し
- 5 スクラップ処分等を行った漁船について漁船登録を抹消したことを証する書面
- 6 スクラップ処分等を行った漁船について船舶原簿を抹消したことを証する書面
- 7 申請者の印鑑証明
- 8 交付申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書
- 9 取得した漁船が中古船である場合には、当該漁船が10年以上の使用に耐えうることを造船所等が証する書面

別記様式第3号（第1の3の（4）関係）

漁船スクラップ処分証明書

年 月 日

事業実施者  
代表者 氏 名 殿

スクラップ処分等解体企業等の住所  
氏名又は名称

下記の漁船は不要漁船としてスクラップ処分いたしました。

記

- 1 船 名
- 2 漁船登録番号
- 3 総トン数
- 4 進水年月日
- 5 漁業種類
- 6 所有者の氏名又は名称及び住所

（注）スクラップ処分を証する写真を添付すること。



別記様式第4号（第1の3の（4）関係）

魚礁使用決定通知書

年 月 日

事業実施者  
代表者 氏 名 殿

魚礁事業実施主体  
氏名又は名称

下記の漁船を魚礁として使用することに決定したのでお知らせします。

記

- 1 船 名
- 2 漁船登録番号
- 3 総トン数
- 4 進水年月日
- 5 漁業種類
- 6 所有者の氏名又は名称及び住所
- 7 魚礁設置地区

別記様式第5号（第1の3の（5）関係）

平成 年度スクラップ交付金交付終了報告書

年 月 日

事業主体

代 表 者 氏 名 殿

事業実施者

代 表 者 氏 名

漁船漁業再生事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2907号水産庁長官通知）第1の3の（5）の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 収入

	金 額	調達時期
事業主体	円	
地方公共団体		
その他		
合 計		

2 スクラップ交付金交付実績

スクラップ交付金対象者	金 額	交付日
	円	

（注）次の書類を添付すること。

1. スクラップ交付金の交付を受けた者の領収書の写し
2. 事業資金の口座に係る金融機関の残高証明を添付すること。

別記様式第6号（第2の3の（1）関係）

事業資金助成金交付申請書

年 月 日

事業主体  
代 表 者 氏 名 殿

事業実施者  
代 表 者 氏 名

平成 年度において、下記のとおりスクラップ交付金の交付を行いたいので、事業資金助成金 円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

船名 (漁船登録番号)	スクラップ 交付金対象者	スクラップ交付金の額	事業資金助成金の額

別記様式第7号（第3関係）

平成 年度漁船漁業再生事業実施状況報告書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

事業主体  
代 表 者 氏 名

漁船漁業再生事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2907号水産庁長官通知）第3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1. 事業実績

区 分	事業実施者	漁業種類	交付金額	交付対象	交付日
事業費	〇〇漁業協同組合 △△漁業協同組合	〇〇漁業 △△漁業		隻	
諸経費					
合計					

別表 1 (第 2 の 2 関係) 基準単価

## 1 鋼 船

## 1 類

(トン当たり千円)

	100トン未満	100トン以上 200トン未満	200トン以上 600トン未満
さけ・ます、北洋たらはえなわ	2, 6 1 0	3, 5 1 0	2, 1 6 0
かつお・まぐろ、さば釣り、 かじき等流し網	2, 7 0 0	1, 9 8 0	1, 4 4 0
い か 釣 り	1, 8 9 0	1, 3 5 0	1, 8 0 0
まき網 (網船)	3, 7 8 0	3, 6 0 0	3, 6 9 0
〃 (灯船等)	4, 1 4 0		
〃 (運搬船)	1, 8 9 0	2, 7 9 0	1, 6 2 0
底びき網、捕鯨	2, 4 3 0	2, 6 1 0	3, 1 5 0
以西底びき網	2, 2 5 0	2, 2 5 0	1, 6 2 0
運搬(まき網附属運搬船を除く。)	9 0 0	1, 2 6 0	8 1 0
構造簡易漁船(総トン数20ト ン未満に限る。)	6 3 0		
そ の 他	2, 3 4 0	1, 1 7 0	1, 0 8 0

## 2 類

(トン当たり千円)

	100トン未満	100トン以上 200トン未満	200トン以上 600トン未満	600トン以上
さけ・ます、北洋たらはえなわ	3, 9 6 0			
かつお・まぐろ、さば釣り、 かじき等流し網、いか流し網	3, 9 1 5	3, 0 6 0	1, 7 1 0	1, 0 2 6
い か 釣 り	2, 7 4 5	2, 0 7 0	1, 3 2 3	8 9 1
まき網 (網船)	4, 5 0 0	3, 8 7 0	3, 6 9 0	3, 4 2 0
〃 (灯船等)	4, 9 5 0			
〃 (運搬船)	1, 8 9 0	2, 7 9 0	1, 6 2 0	1, 2 6 0
底びき網、捕鯨	2, 4 3 0	3, 4 2 0	2, 3 4 0	1, 5 3 0
以西底びき網	2, 2 5 0	2, 2 5 0	1, 6 2 0	1, 6 2 0
運搬(まき網附属運搬船を除く。)	9 0 0	1, 2 6 0	8 1 0	8 1 0
構造簡易漁船(総トン数20ト ン未満に限る。)	6 3 0			
そ の 他	2, 3 4 0	1, 1 7 0	1, 0 8 0	1, 0 8 0

2 合成樹脂船

1類

(トン当たり千円)

	5トン未満	5トン以上 20トン未満	20トン以上
さ け ・ ま す	4, 1 4 0	4, 6 8 0	3, 3 3 0
か * お ・ ま ぐ ろ	4, 2 3 0	4, 0 5 0	2, 6 1 0
い か 釣 り	3, 3 3 0	2, 7 0 0	2, 2 5 0
底 び き 網 ( 外 海 )	2, 9 7 0	2, 9 7 0	4, 1 4 0
底 び き 網 ( 内 海 等 )	2, 7 0 0	2, 4 3 0	
ま き 網	4, 5 0 0	3, 8 7 0	5, 7 6 0
一 本 釣 り、 さ し 網、 は え な わ、 ひ き 網	3, 3 3 0	3, 0 6 0	2, 7 0 0
構 造 簡 易 漁 船	1, 7 1 0	1, 4 4 0	
そ の 他	3, 2 4 0	2, 8 8 0	3, 2 4 0

2類

(トン当たり千円)

	5トン未満	5トン以上 20トン未満	20トン以上
さ け ・ ま す	3, 1 5 0	3, 9 6 0	3, 6 0 0
か * お ・ ま ぐ ろ	3, 3 5 7	3, 7 8 0	4, 0 4 1
い か 釣 り	2, 5 2 0	2, 4 3 0	2, 0 9 7
底 び き 網 ( 外 海 )	2, 2 5 0	2, 2 5 0	3, 4 7 4
底 び き 網 ( 内 海 等 )	2, 0 7 9	2, 0 5 2	
ま き 網	3, 3 3 0	3, 4 2 0	3, 0 2 4
一 本 釣 り、 さ し 網、 は え な わ、 ひ き 網	2, 6 9 1	2, 6 6 4	2, 4 3 0
構 造 簡 易 漁 船	1, 2 8 7	1, 2 6 0	
そ の 他	2, 2 5 0	2, 2 5 0	3, 5 8 2

### 3 木 船

#### 1 類

(トン当たり千円)

	5トン未満	5トン以上 20トン未満	20トン以上
さけ・ます、かつお・まぐろ、 たらはえな わ、 さば釣 り	2, 1 6 0	2, 0 7 0	1, 5 3 0
い か 釣 り	2, 1 6 0	2, 0 7 0	1, 1 7 0
底 び き 網	2, 1 6 0	2, 0 7 0	1, 4 4 0
さし網、敷網、ひき網、まき網	2, 1 6 0	1, 5 3 0	1, 4 4 0
運 搬		6 3 0	1, 1 7 0
構造簡易漁船（総トン数20ト ン未満に限る。）	7 2 0	6 3 0	
そ の 他	2, 1 6 0	1, 2 6 0	1, 1 7 0

#### 2 類

(トン当たり千円)

	5トン未満	5トン以上 20トン未満	20トン以上
さけ・ます、かつお・まぐろ、 たらはえな わ、 さば釣 り	1, 5 3 0	1, 8 0 0	1, 4 4 9
い か 釣 り	1, 5 3 0	1, 8 0 0	1, 1 1 6
底 び き 網	1, 5 3 0	1, 8 0 0	1, 3 4 1
さし網、敷網、ひき網、まき網	1, 5 3 0	1, 3 5 0	1, 3 4 1
運 搬		5 7 6	1, 1 1 6
構造簡易漁船（総トン数20ト ン未満に限る。）	5 4 9	5 7 6	
そ の 他	1, 5 3 0	1, 1 2 5	1, 1 1 6

- (注) 1. 1類の基準単価を適用する漁船は、新トン数表示漁船（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第5条第2項（同条第3項の場合を含む。）の規定により総トン数の数値が算出されている漁船をいう。2. において同じ。）とする。
2. 2類の基準単価を適用する漁船は、新トン数表示漁船以外の漁船とする。

別表2 (第2の2関係)

項目	鋼 船 , 合 成 樹 脂 船											木 船						
	トン数区分		100トン未満					100トン以上										
	進水年月日	49 ・ 7 ・ 1	46 ・ 4 ・ 1	49 ・ 6 ・ 30	42 ・ 4 ・ 1	46 ・ 3 ・ 31	42 ・ 3 ・ 31	49 ・ 7 ・ 1	46 ・ 4 ・ 1	49 ・ 6 ・ 30	42 ・ 4 ・ 1	46 ・ 3 ・ 31	42 ・ 3 ・ 31	49 ・ 7 ・ 1	46 ・ 4 ・ 1	49 ・ 6 ・ 30	42 ・ 4 ・ 1	46 ・ 3 ・ 31
経過年数	以降	以降	以前	以降	以前	以前	以降	以降	以前	以降	以前	以前	以降	以降	以前	以降	以前	以前
7年以上 8年未満													0.423					
8 " 9 "													0.378					
9 " 10 "													0.342					
10 " 11 "													0.306					
11 " 12 "	0.441						0.441						0.279					
12 " 13 "	0.414						0.414						0.252					
13 " 14 "	0.387						0.387						0.225					
14 " 15 "	0.360						0.360						0.198					
15 " 16 "	0.333						0.333						0.180	0.117	0.081		0.054	
16 " 17 "	0.315						0.315											
17 " 18 "	0.297						0.297											
18 " 19 "	0.279						0.279											
19 " 20 "	0.261						0.261											
20 " 21 "	0.243						0.243											
21 " 22 "	0.225						0.225											
22 " 23 "	0.207						0.207											
23 " 24 "	0.198						0.198											
24 " 25 "	0.189						0.189											
25 "	0.180	0.117	0.081	0.054	0.180	0.144	0.090	0.063										